

# 「宿泊施設等と連携した京都経済の域内循環促進事業」に関する業務委託仕様書

## 1 業務名

「宿泊施設等と連携した京都経済の域内循環促進事業」に関する業務

## 2 業務の目的と概要

本業務は、京都市内の宿泊施設と、伝統産業製品等の市内の事業者とのビジネスマッチングを展開し、京都ならではの地域や自然、ものづくりの魅力を活かした宿泊サービスの質の向上を図ることにより、地域に根差した質の高い宿泊観光を促進し、観光客の満足度を高め、その経済波及効果を地域の活性化や京都経済の域内循環につなげるものである。

また、本業務の実施に当たっては、令和2年11月に策定した「京都観光行動基準」の普及促進を図ることにより、観光事業者による事業活動が市民生活との調和や地域貢献を意識した持続可能な観光の実現に資するものとなるよう取り組むものである。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 業務の内容

### (1) ウェブサイトの構築・運用

本事業の特設サイトを宿泊事業者に向けた京都の地場産品利用に関する情報収集プラットフォームとして活用するため、以下ウェブサイトを構築し、コンテンツを掲載する。

#### ア ウェブサイトの構築

京都自治体情報セキュリティクラウド（以下「京都 SC」という。）のウェブサーバにウェブサイトを構築すること。

なお、京都 SC のウェブサーバの概要については、別紙「京都自治体情報セキュリティクラウドのウェブサーバの概要」を参照すること。

#### イ コンテンツの作成・登録

宿泊事業者に効果的に情報を伝えられるよう、以下の①～⑤のコンテンツの作成及び写真等の調達を行うこと。また、作成したコンテンツをウェブサイトで公開するための必要な作業を行うこと。

- ① 本事業や京都の地場産品に関する紹介
- ② 本事業に参加する地場産業事業者（過去の商談会出展事業者と（2）事業者の募集で定める事業者）のPR
- ③ 宿泊事業者と地場産業事業者のマッチング事例の情報提供（過去のビジネスマッチング商談会（以下、「商談会」とする。）の結果）
- ④ 令和7年度商談会のPR
- ⑤ その他宿泊事業者と地場産業事業者の参考になる情報

## ウ ウェブサイトの運用保守

ウェブサイト公開後から契約期間終了までの間、ウェブサイトを安定かつ安全に運用するために必要な運用保守業務を実施すること。

## エ 情報セキュリティや運用、保守等に関する要件

ウェブサイトの構築に当たっては、京都市情報セキュリティ対策基準を順守し、本市が要求する情報セキュリティ水準を満たすとともに、ウェブサイトの管理、運用を円滑に行うため、別紙「情報セキュリティや運用、保守等に関する要件」記載の対策を講じること。

## (2) 事業者（伝統産業、農林業等）の募集

### ア 商談会に参加する地場産業事業者の募集

#### (ア) 地場産業事業者の募集

宿泊施設との連携や販路の新規開拓に関心があり、商談会参加を希望する、伝統産業や食品・食材、木材、その他京都の生活文化に根差した商品や、アート、SDGs 配慮商品に関する市内事業者等（以下、「出展事業者」とする。）を広く募集する。

なお、上記の分野に関する体験アクティビティを有する事業者も募集の対象に含む。

出展事業者は各分野のバランスに配慮し、合計で30～40者程度とし、応募多数の場合は事業内容等により選考を行うものとする。

#### (イ) 募集の周知・京都市報道発表の内容調整等の協力

募集期間中は、受注者の有するネットワークや媒体を活用し、幅広く事業者の募集を周知すること。

また、募集に際し、発注者が報道発表を行うため、内容調整等に協力すること。

その他、募集の周知にあたり実施することが望ましい取組があれば、発注者に提案し、協議のうえ実施すること。（例：金融機関と連携した募集の周知など）

### イ 商談会に参加できない事業者への対応

前項の選考の結果、商談会に参加ができなかった事業者や商談会に諸般の事由（商談会開催時期と本業の繁忙期が重なり都合が合わない等）で参加できないものの、宿泊施設との連携や販路の新規開拓に関心がある地場産業事業者について、発注者と協議のうえ、ウェブサイトでのPRを行うなどの対応を行うこと。

なお、商談会に諸般の事由で参加できない事業者については、オンラインフォーム等を活用し随時募集・受付対応を行うこと。

## (3) 商談会準備

### ア ガイダンス・研修会の実施

出展事業者が商談会において、効果的な商談や交流を行うことができるよう、以下（ア）、（イ）のとおり、ガイダンスと研修会を行うこと。

#### (ア) ガイダンス

全ての出展事業者を対象に、本事業に関する説明や事務連絡等を行うこと。

**【内容例】**

- ・ 事業背景（市内の宿泊施設の状況、宿泊施設のニーズ）
- ・ 商談会概要
- ・ 商談会に向けて準備いただくもの
- ・ 事務局からのサポート（研修や個別面談等の実施）
- ・ 商談会後に対応いただくこと（商談成果の報告、アンケート回答等）

**(イ) 研修会**

出展事業者が来場宿泊施設と効果的な商談や交流を行うことができるよう、営業や商談のテクニック、商談会までの準備内容等について研修を行うこと。

なお、出展事業者によって、商談会等での営業経験に差がある場合も多いため、出展事業者のレベルに応じて、受講講座を選択できるようにするなど、内容と構成について工夫すること。

**【営業経験の少ない出展事業者向けの内容例】**

- ・ 商談会までの事前準備について
- ・ 宿泊施設向けの企画書（タリフ）の作成について
- ・ 当日の商談の流れについて
- ・ フォローアップ営業の取組み方について

**【営業経験の豊富な出展事業者向けの内容例】**

- ・ 宿泊施設向けの商品企画
- ・ ブースのディスプレイの仕方
- ・ 体験アクティビティの取組み方、より質の高いプログラムの開発（インバウンド対応に向けた優良事例の紹介、市内で営業する旅行業事業者や交通事業者、通訳ガイド等とのマッチングなど）
- ・ 市内宿泊施設の見学
- ・ 出展事業者同士の意見交換
- ・ 宿泊施設のジャンルに応じた、提案内容の検討

※ 内容と開催方法については、発注者と協議して決定することとするが、研修会の内容を充実させるために必要な場合は、ガイダンスや研修会の一部を対面実施ではなく、オンラインでの実施や動画配信、メールでの資料配布等に代えることも可能とする。

※ 内容に応じて、宿泊業界に精通したインテリアやアメニティ、食品・食材、体験アクティビティ等の各分野の専門家等を起用する等により実施することも可能とする。

※ 内容例に記載の項目の一部について、ガイダンス・研修会での実施より、イ（イ）に定める個別アドバイスでの実施の方が効果的な場合は、個別アドバイスで実施することも可能とする。

**イ 出展事業者への個別支援**

**(ア) ウェブサイト掲載準備（取材・写真撮影）**

出展事業者に対し、ウェブサイトに掲載する記事等を作成するための取

材・写真撮影（写真撮影は出展事業者が適当な宣材写真を所有していない場合に実施）を行うこと。

(イ) 個別アドバイス等の実施

個別面談を行い、宿泊施設向けの企画書（タリフ）の内容や出展商品の選定、価格設定、体験アクティビティ実施に関するアドバイスや商談ロールプレイング等を実施すること。

ウ 会場配布資料の作成・印刷

商談会当日に会場で配布する、会場案内の資料を作成すること。資料のデザイン、原稿は発注者に確認のうえ完成とする。

なお、商談会当日までに300部を印刷し、会場に用意すること。

エ その他

商談会を効果的な内容とするため、ア～ウに掲げる内容以外で実施することが望ましい取組を発注者に提案し、協議のうえ実施すること。

（例：出展事業者のパンフレットを電子一元化した出展事業者紹介資料や出展事業者紹介映像の作成、来場予定の宿泊施設へのニーズヒアリングなど）

(4) 参加宿泊施設の募集

ア 広報・来場勧誘の実施

(ア) 関係機関、企業、その他媒体等を通じた来場勧誘

受注者のネットワークを活用し、広く案内周知を行うこと。

また、募集の周知にあたり実施することが望ましい取組を発注者に提案し、協議のうえ実施すること。（例：案内資料を作成して市内宿泊施設に送付する、旅行会社や金融機関等を通じて宿泊施設に案内を行うなど）

(イ) 昨年度参加された宿泊施設への来場勧誘

昨年度参加された施設に今年度も参加いただけるよう、案内すること。

(ウ) 京都市報道発表の内容調整等の協力

募集にあたり、発注者が報道発表を行うため、内容調整等に協力すること。

(エ) ウェブサイトでの広報

発注者の報道発表後、並行して、ウェブサイトでの広報を行うこと。

イ 参加申込の受付

発注者の報道発表後、宿泊施設の参加申込受付を行うこと。受付は、オンラインフォームなどで行い、宿泊施設が手軽に申し込みできる仕組みとすること。

なお、受付に当たっては、過去の商談会に参加している施設等に対して、申込み時にニーズ等をヒアリングし、おすすめのブースを提案するとともに、出展事業者にもニーズを伝える、来場時間に枠を設ける、個別商談予約の受付など、参加宿泊施設と出展事業者が十分な対話の時間が取れるよう取組を工夫し、発注者と協議のうえ実施すること。

ウ 地場産業との連携に関する啓発活動

宿泊施設に対して、地場産品の利用意識が向上するよう、商談会に先立ち、

宿泊施設向けにセミナー等の啓発活動を行うこと。なお、内容と開催方法については、発注者に提案し、協議のうえ実施すること。

また、内容に応じて、宿泊業界に精通したインテリアやアメニティ、食品・食材、体験アクティビティ等の各分野の専門家等を起用する等により実施することも可能とする。

#### (5) 商談会の設営及び撤収

##### ア 会場の確保

会場は発注者と協議のうえ、市内宿泊施設が参加しやすく、かつ、各出展事業者に展示スペースが十分確保できる市中心部の会議場などで設定すること。また、食品を扱う出展事業者が来場者に試食を提供できるよう、会場内に飲食が可能なエリアを設けること。

なお、商談会の会場及び開催日程については、市内宿泊施設の状況や会場の利用可能日などを踏まえ、発注者と協議して決定すること。

##### イ 会場の設営・撤収

発注者より提供する昨年度実施時の会場図面及び設営状況資料を参考に、受注者が保有する知見を活用し、商談会がより効果的（出展事業者のPR、商談数の増加等）になるような会場づくりやブース配置（出展事業者の配置）、商談スペースの設置等を検討し、図面等で発注者に示し、承諾を得たうえで設営すること。

なお、商談会終了後は速やかに撤収作業を行うこと。

#### (6) 商談会の運営

##### ア 来場宿泊施設の受付

受注者は当日の受付業務（入場・退場）を行うこと。入場受付時に名刺を受領し、商談会終了後、来場者名簿を作成すること。

入場受付時に来場宿泊施設に配布する名札等を工夫し、出展事業者が来場者の情報（宿泊施設の種別など）を簡単に判別できるようにすること。

退場時に来場者アンケートへの協力を呼び掛けること。また、アンケートは、オンラインフォームなどを活用し、その場で回答できるほか、後日回答も可能なアンケートとすること。

##### イ 会場案内係の配置

入場受付時に来場宿泊施設のニーズをヒアリングし、おおすすめのブースを提案する会場案内係として、十分な人数を配置すること。

##### ウ 出展ブース・会場の様子の記録

出展ブース・会場の雰囲気が分かる記録写真を撮影すること。

#### (7) 商談会後のフォローアップ

成約事例の増加につながる商談会後のフォローアップ支援を発注者に提案し、協議のうえ実施すること（例：来場宿泊施設に対する定期的な出展事業者の情報の案内発信、宿泊施設・出展事業者の個別相談・商談仲介、体験アクティビティに関するモニターツアーや宿泊施設スタッフ対象ツアーの実施支援

など)。また、各出展事業者の商談・成約の状況について定期的に確認し、結果を発注者に報告すること。

(8) 事業効果の分析、報告書の作成、事業成果の公表・啓発

宿泊施設への効果（京都ならではの魅力を活かした宿泊サービスによる集客効果、宿泊客の満足度向上等の効果）、地場産業事業者への効果（商談会やその後のフォローアップにより創出された経済効果など）について、アンケート調査やヒアリング実施等により分析し、事業実施完了報告書を作成すること。

また、宿泊施設と地場産業の一層の連携を拡大し、京都経済の域内循環を促進するため、本事業の成果やマッチング事例等について、対外的に公表・啓発する資料を作成すること。

(9) 進捗状況の報告

受注者は、業務進捗状況その他必要事項について、適宜、発注者に報告を行うものとする。

## 5 成果物の提出

実施内容、実施結果等を示した事業実施完了報告書各5部（紙及び電子データ）、ウェブサイト構築に関する資料各2部（紙及び電子データ（CD-R 又は DVD-R に記録したもの））を提出すること。

電子データは、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、発注者と協議を行うこと。

なお、ウェブサイト構築に関する資料は以下のとおりとする。

- ① プログラム一式  
開発したプログラム一式
- ② ソースコード  
OSやミドルウェアの設定ファイル及びパラメータ
- ③ 操作手順書及び運用手順書  
システムの操作方法（一般利用者及びシステム管理者用）や運用方法をまとめたもの
- ④ 障害対応マニュアル  
障害時における復旧手順等についてまとめたもの
- ⑤ その他発注者が必要に応じて求めるもの

## 6 本業務全般における要件

- (1) 京都市の条例・規則を遵守し、適切な成果及び成果物が得られるよう、発注者の立場に立ち業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (2) 業務遂行に係る必要な設備、人員等については、全て受注者が用意するものとする。

- (3) 受注者は本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (4) 本業務実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。
- (5) 円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）については、原則として発注者に帰属させるものとする。
- (6) 本業務に係る本市予算が成立し、次のア～ウのいずれにも該当せず、エ・オを満たし、本市及び受託者が同意する場合は、令和9年度までの3年を限度として、年度毎に契約を更新することがある。
- ア 受託者がプロポーザル募集の応募資格を満たさなくなったとき
- イ 仕様書の内容に従っていないと認められる場合
- ウ 企画提案書類で提案された取組が実施されていないと認められる場合
- エ 継続的なアンケート分析やヒアリングを通じた、宿泊事業者・伝統産業事業者等の双方のニーズの把握や実施内容への反映により、成約件数の増や事業の効果的・効率的な実施が見込まれる場合
- オ 単年度の成約状況だけでなく、複数年にわたる成約状況の把握を行う場合
- なお、本市予算が成立しなかった場合は無効とし、契約期間以降の事業実施のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、受託者はその費用を京都市に請求することはできない。また、更新後の委託契約の業務内容及び契約金額については、企画提案書及び見積書をもとに、更新時に別途協議する。

## 7 その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

## (別紙) 京都自治体情報セキュリティクラウドのウェブサーバの概要

京都自治体情報セキュリティクラウド（以下「京都 SC」という。）のウェブサーバは、以下の標準構成又はプロダクト持込の条件にて提供する。ウェブサイトの構築、運用保守に当たり追加で必要となるソフトウェア、モジュール、プラグイン等の導入、設定、運用保守及びそれに伴うウェブサーバの設定については、ウェブサイトを構築する側で実施する必要がある。ウェブサーバの設定変更には管理者権限が必要となるような設定変更の場合は、プロダクト持込構成となる。

なお、ウェブサーバは障害対策として vSphere HA 機能で冗長化しており、物理サーバの障害時においても別筐体へのライブマイグレーションにより継続したサービス提供を可能としている。

### 1 標準構成

#### (1) 提供リソース及びソフトウェア

京都 SC で提供するウェブサーバの標準構成は以下のとおりとする。

サーバ	vCPU 数 4、メモリ 8GB、ストレージ 500GB
OS	Redhat Enterprise Linux 7 (v7.2)
ウェブサーバソフトウェア	Apache HTTP Server (導入時点での最新版)
CMS	WordPress (導入時点での最新版) プラグインの詳細は受託者にのみ開示する。
DB、ミドルウェア	導入時点の最新版。詳細は受託者にのみ開示する。
ウイルス対策ソフトウェア	詳細は受託者にのみ開示する。
払出アカウント権限	Apache グループ権限のアカウント (コンテンツを配置するディレクトリの編集可) が付与されます。

#### (2) 制限事項

- ・ ディスク容量を要するバックアップサーバ、データベースと連携するような高度なアプリケーションサーバの利用はできません。
- ・ サーバ負荷が大きいストリーミング配信サーバ等の利用はできません。
- ・ 個人情報や機密情報を保存するサービスには利用できません。
- ・ 標準構成で利用可能な範囲を超えた利用 (root 権限を利用する作業に伴う設定変更)、プログラム追加については、京都 SC のサポート範囲外となり、プロダクト持込構成の扱いとなります。
- ・ Wordpress へのプラグインの追加や、設定パラメータの変更等は標準構成サポート外となり、受託者側の責任での利用となります。
- ・ 外部から内部への通信については、HTTP、HTTPS 以外の通信は許可されません。

### (3) 保守の役割分担

	監視	故障・障害 対応	パッチ運用	バージョン アップ	構成管理	Web コンテンツ 移行・更新
Web コンテンツ		受託者			受託者	受託者
Web サーバ		京都 SC	京都 SC	京都 SC	京都 SC	
CMS、DB		受託者	受託者 (※)	受託者	受託者	
ミドルウェア		京都 SC	京都 SC	京都 SC	京都 SC	
サーバ OS	京都 SC	京都 SC	京都 SC	京都 SC	京都 SC	
ハイパーバイザ	京都 SC	京都 SC	京都 SC		京都 SC	
基盤	京都 SC	京都 SC			京都 SC	

(※) パッチ適用は自動更新を基本としますが、手動更新については、受託者責任において、設定変更が可能です。

(※) 緊急性のあるパッチ適用が必要な場合は、強制的に京都 SC 側でパッチ適用を実施する場合があります。

## 2 プロダクト持込

### (1) 提供リソース及びソフトウェア

標準構成と異なる構成が必要な場合はプロダクト持込も可能とするが、以下の基本仮想サーバ構成のリソースの範囲で提供する。基本仮想サーバ構成を超える場合は、最大 3 倍までを限度に調整して決定する。

- 基本仮想サーバ構成

CMS サーバ	vCPU 数 1、メモリ 8GB、ストレージ 250GB
ウェブサーバ	vCPU 数 2、メモリ 8GB、ストレージ 250GB

- OS は RHELv7 をご利用の場合、京都 SC 提供のものが利用でき、サーバ管理者権限のアカウントが付与される。

### (2) 制限事項

- ディスク容量を要するバックアップサーバ、データベースと連携するような高度なアプリケーションサーバの利用はできません。
- サーバ負荷が大きいストリーミング配信サーバ等の利用はできません。
- 個人情報や機密情報を保存するサービスには利用できません。
- 外部から内部への通信については、HTTP、HTTPS 以外の通信は許可されません。

### (3) 保守の役割分担

	監視	故障・障害 対応	パッチ運用	バージョン アップ	構成管理	Web コンテンツ 移行・更新
Web コンテンツ		受託者			受託者	受託者
Web サーバ (受託者持込)	受託者	受託者	受託者	受託者	受託者	
CMS、DB、ミドルウェア (受託者持込)	受託者	受託者	受託者	受託者	受託者	
サーバ OS (受託者持込の場合)	受託者	受託者	受託者	受託者	受託者	
サーバ OS (京都 SC 提供)	京都 SC	京都 SC (※)	京都 SC (※)	京都 SC (※)	京都 SC (※)	
ハイパーバイザ	京都 SC	京都 SC	京都 SC		京都 SC	
基盤	京都 SC	京都 SC			京都 SC	

(※) ゲスト OS が京都 SC 提供の RHELv7 の場合、京都 SC でメンテナンスが行われますが、受託者側でメンテナンスを行う場合、受託者に管理者権限が渡されます。

## (別紙) 情報セキュリティや運用、保守に関する要件

### 1 情報セキュリティ要件

ウェブサイトの構築に当たっては、京都市情報セキュリティ対策基準を順守し、本市が要求する情報セキュリティ水準を満たすとともに、以下の対策を講じること。

#### (1) アクセス制御

##### ア ユーザ認証

ウェブサイトのコンテンツの更新や運用保守等を行う担当者等について、ユーザごとにIDを発行し、ユーザID及びパスワードによる認証を行うこと。

##### イ 権限制御

ユーザの担当する業務及び役割等によって、ユーザごとにアクセス権限が設定でき、ユーザのアクセス権限に応じ、利用可能な機能の制御が行えること。なお、アクセス権限は概ね以下を想定しているが、詳細については、受託者と協議のうえ、決定することとする。

ユーザ区分	権限
システム管理者	システム情報の変更、ユーザの登録、変更、削除を可能とすること。 コンテンツの追加・更新・削除に関する承認を可能とすること。
保守担当者	システム情報の変更、コンテンツの追加、更新、削除を可能とすること。
コンテンツ作成者	コンテンツの追加、更新、削除を可能とすること。
一般利用者	コンテンツの閲覧のみ可能とすること。

##### ウ パスワード管理

- (7) パスワードは、英字（大文字・小文字）、数字、記号を組み合わせた 8 文字以上の文字列を設定できること。
- (4) パスワードは、ユーザ自身が任意のタイミングで変更でき、システム管理者において、パスワードの有効期間を設定できること。
- (6) パスワードを不正利用されないよう、ハッシュ化の技術を用いて保管するなど、適切に管理できること。

##### エ 不正ログインの防止

- (7) 認証が必要な機能には、イントラネットパソコン又は保守担当者のパソコンからのみアクセス可能とするよう制限を行うこと。
- (4) 同一のユーザ ID によるログイン試行が 5 回失敗した場合は、当該ユーザ ID のアカウントロックが掛かること。なお、アカウントロックはシステム管理者が解除できることとする。

#### (2) 通信

ア ウェブサイトで公開する全てのページについて、TLS1.2 以降により暗号化すること。

イ 暗号化に必要なサーバ証明書については、本市が別途調達したものを利用すること。また、サーバ証明書の発行に必要な情報、データを提供すること。

(3) ログの取得

ア ウェブサイトのアクセスログを取得すること。

イ 認証が必要な機能の操作については、ユーザ ID ごとに操作ログを取得することとし、取得した操作ログは、システム管理者がウェブサイトの画面から確認できること。

ウ 取得したログは1年間保存し、必要に応じ調査、分析できること。

(4) バックアップの取得

ア 定期的にシステム及びデータのバックアップを取得し、システム及びデータの復旧を可能とすること。

イ 障害発生時等に、速やかにシステム及びデータを復旧できるよう機能を設計するとともに、復旧手順等を備えること。

(5) 不正プログラム対策

京都 SC のプロダクト持込構成の場合については、以下の対策を実施すること。(標準構成の場合は、京都 SC 側において不正プログラム対策を実施するため、本業務の対象外とする。)

ア サーバには、ウイルス対策ソフトを導入すること。

イ ウイルス対策ソフトは、常に最新のバージョンを利用できるとともに、ウイルス対策ソフトの定義ファイルが更新された場合は、速やかに適用できること。

ウ スケジューリングにより、定期的にウイルススキャンを行えること。

(6) ぜい弱性対策

ア 導入するソフトウェアについては、修正プログラムやバージョンアップの提供等、開発元のサポートがある信頼性の高い製品を利用すること。

イ 導入した OS やソフトウェアにぜい弱性が発見された場合は、システムへの影響、重要性等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用できること。

(7) 京都 SC 付加機能

ウェブサイトの構築に当たっては、京都 SC において提供される以下の付加機能を利用すること。

ア ウェブアプリケーションファイアウォール

イ バックアップ

ウ ウイルス対策 (標準構成の場合のみ。)

エ 改ざん検知

オ NTP (時刻同期)

(8) その他

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が公開する「安全なウェブサイトの作り方」などを参考に、SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング等の起こりうるセキュリティ面のぜい弱性に対し、最新の対策をしたうえで導入すること。その他、情報漏えいや改ざんへの対策が十分に講じられていること。

## 2 システムの拡張性等の要件

### (1) 性能の拡張性

将来的にウェブサイトで取り扱うデータ量やページ数が増加した場合であっても、拡張が容易となるよう設計すること。

※ 京都 SC で提供されるディスクサイズには制限（標準構成で 500GB まで）があるため、不足が生じた場合は他サーバへの移転が容易となるように設計すること。

### (2) 機能の拡張性

今後、新たな機能が追加されることを想定し、機能の追加等が容易となるよう設計すること。

### (3) 上位互換性

ウェブサイトで使用する OS やソフトウェアのバージョンアップがあった場合でも、その影響が小さくなるよう設計すること。

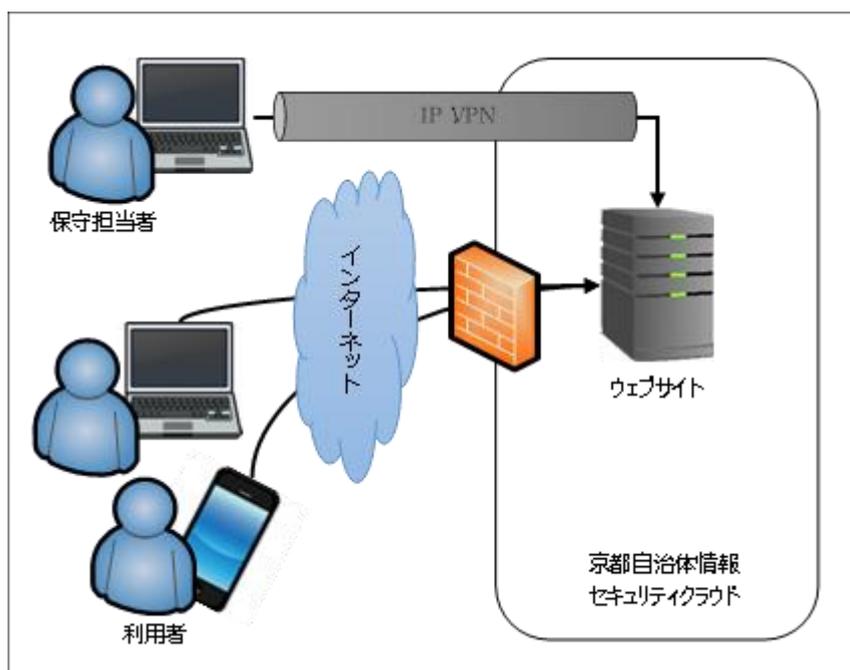
### (4) システム中立性

ア 特定の技術や製品に依存せず、継続的に安定した品質保証が受けられるオープンかつ標準的な技術を採用すること。ウェブサイトの運用保守においても、特定の事業者には依存することなく、他事業者でも変更及び引継ぎが可能であること。

イ ウェブサイトの移行が必要となった場合に、円滑にデータ移行ができるよう、ウェブサイトで管理するデータを汎用的なデータ形式で出力できるようにすること。

## 3 システムの稼動環境

### (1) 全体構成



ア ウェブサイトは京都 SC のウェブサーバを用いて構築することとし、構築に当たっては、事前に総合企画局デジタル化戦略推進室と協議すること。

イ ウェブサイトの構築、運用保守に当たり追加で必要となるソフトウェア、モジュール及びプラグイン等の導入、設定、運用保守及びそれに伴うウェブサーバの設定については、受託者があわせて行うこと。

ウ ウェブサイトは次のクライアント要件をサポートすることとし、レイアウトやデザインの崩れが生じないこと。また、利用者のブラウザに対して新たなプラグイン等のインストールを求めるアプリケーションは使用しないこと。

利用者のパソコン、スマートフォン等	OS : Microsoft Windows、macOS、Android、iOS ブラウザ : 主要なブラウザ (Internet Explorer、Microsoft Edge、Apple Safari、Mozilla Firefox、Google Chrome) のウェブサイト構築時点における最新版
-------------------	---

(2) ハードウェア要件

京都 SC で提供するウェブサーバの標準構成又はプロダクト持込構成のいずれかとすること。

(3) ソフトウェア要件

ア 修正プログラムやバージョンアップの提供等、開発元のサポートがある信頼性の高い製品を使用すること。

イ システム構築時点において、安全性及び安定性を確認した最新バージョンを導入すること。

(4) ネットワーク要件

ア イン트라ネットパソコンからウェブサーバへの接続は、本市既存ネットワークを使用すること。

イ アプリケーション保守又はコンテンツ更新を目的としたウェブサーバへの接続は、原則としてオンサイトで行うこと。

ウ アプリケーション保守又はコンテンツ更新をリモートで行う場合は、NTT 西日本が提供するサービスエリア内からの接続に限るものとし、VPN 接続機器には、Fortinet 社製 FortiGate シリーズを使用すること。また、京都 SC 側への接続サービスの申込み手続は受託者が行うこととし、フレッツ回線の工事費、月額使用料、機器費、VPN サービス利用料金は受託者の費用負担とする。

なお、事業者の執務室など、アプリケーション保守又はコンテンツ更新を行う環境においては、ID カード又は生体認証等による入退室管理を行うなど、権限のない者がアクセスできないよう適切な措置を講じること。

(5) ドメイン名要件

ウェブサイトのドメインは、本市が新規に取得する「city.kyoto.lg.jp」を使用したサブドメイン名を使用すること。

(6) アクセシビリティ要件

高齢者や障害者を含めた誰もが支障なくウェブサイトを利用できるよう、「京都市ホームページ作成ガイドライン」及び総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を踏まえ、ウェブアクセシビリティに配慮すること。

なお、以下は総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」で新規にホームページを構築する際に求める取組の一部を抜粋したものである。

ア 構築前に「ウェブアクセシビリティ方針」を策定すること。

イ 構築時に JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠（試験の実施と公開）すること。

## 4 運用の要件

### (1) 運用体制

ア ウェブサイトの管理、運用を円滑に行うため、運用業務の統括者、電話及び電子メールによる連絡窓口を有した運用体制を整備すること。

イ 運用体制、連絡体制を明確にした運用体制図を作成し、提出すること。また、運用体制に変更があった場合は、速やかに運用体制図を更新し、提出すること。

### (2) 作業内容

ア ウェブサイトの稼働時間は、24 時間、365 日とする。

イ ウェブサイトの稼働状況、アクセス状況、リソース状況等について、定期的に確認すること。

ウ ウェブサイトの稼働状況及び課題等について、月 1 回報告を行うこと。

エ メンテナンス等のため、ウェブサイトを停止する必要がある場合は、事前に本市の承認を得ること。

### (3) 手順書等の整備

ア ウェブサイトの管理、運用を円滑に行うため、運用手順書を作成し、提出すること。

イ ウェブサイトにおいて障害等が発生した場合に、速やかに初動対応や保守担当者への連絡等が行えるよう、夜間、休日を含む緊急時の連絡先等を含めた緊急時対応手順書を作成すること。

### (4) 障害対応

ア 本市から障害の連絡等を受けられる連絡体制を整備すること。なお、原則、平日（土日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。以下同じ。）の午前 9 時から午後 6 時までとするが、これ以外で、緊急の対応が必要となる障害が発生した場合は、可能な限り対応を行うこと。

イ 障害の連絡を受けた又は障害の発生を確認した場合は、速やかに必要な措置を取ることとし、現地確認の必要がある場合には、原則として 3 時間以内に現地へ到着すること。

ウ 障害が復旧した場合は、速やかに障害の発生状況、原因、対応等を記載した報告書を作成し提出すること。また、同様の障害が発生することを防ぐ是正措置、予防措置を実施すること。

## 5 保守の要件

### (1) ソフトウェア保守

ア 導入したソフトウェアにおけるぜい弱性の有無の確認を行うとともに、ソフトウェアに係る修正プログラムが公開された場合は、ウェブサイトへの

影響、重要性等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用すること。また、修正プログラムの適用状況については本市に報告すること。

イ レイアウトの変更等、ウェブサイトの軽微な変更、修正は、保守の範囲として対応すること。

なお、軽微な変更、修正の範囲については、本市と協議のうえ、決定することとするが、パソコンやスマートフォン等の OS やブラウザのバージョンアップに伴い、ページの表示崩れなどが発生した場合は、保守の範囲として対応すること。

ウ 導入したソフトウェア、モジュール、プラグイン等の変更にあわせてウェブサーバの設定変更が必要な場合は、保守の範囲として対応すること。

エ 京都 SC のメンテナンス作業や機器更新作業等により、ソフトウェアの動作確認等が求められた場合は、保守の範囲として対応すること。

オ 不具合の修正は、保守の範囲として対応すること。

## (2) ハードウェア保守

京都 SC で提供するウェブサーバのハードウェア保守は、保守業務の対象外とする。

## (3) 不正プログラム対策

京都 SC のプロダクト持込構成の場合については、以下の対策を実施すること。(標準構成の場合は、京都 SC 側において不正プログラム対策を実施するため、本業務の対象外とする。)

ア ウイルス対策ソフトは、常に最新のバージョンを利用すること。

イ ウイルス対策ソフトの定義ファイルが更新された場合は、速やかに適用すること。

ウ スケジューリングにより定期的にウイルススキャンを行うこと。